

講座企画募集します♪

令和7年度  
船橋市男女共同参画事業  
「市民企画講座」募集案内

～男女共同参画社会の実現に向けて～

市民団体が、企画・運営する講座を募集します。

 **市民企画講座の魅力** 

- ☑ 団体の活動を市民の皆さんに周知できる
- ☑ 講師料（上限あり）や会場使用料は市が負担
- ☑ 広報ふなばし等で講座開催を周知

「具体的に男女共同参画に関する講座ってどんな講座？」と疑問に感じた方向けに別添で市民企画講座の開催実績やテーマを例示しましたので、ぜひご覧ください！

お問い合わせ・応募先

船橋市市民協働課 男女共同参画係

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

メールアドレス: danjo@city.funabashi.lg.jp

TEL: 047-436-2107

FAX: 047-436-3063

船橋市市民協働課では、市民団体に対して自主的に企画・運営する講座を開催する場を提供することにより、男女共同参画事業における市民参画の推進を図ることを目的として、市民企画講座を募集します。

1. 対象となる講座（以下の4点を満たすこと）

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に寄与する講座であること。
- (2) 営利を目的としないもの、且つ宗教・政治活動にかかわらないこと。
- (3) 広く一般市民を対象とすること。
- (4) 参加費は原則無料とすること。

2. 実施時期 令和8年2月～3月

3. 実施場所 船橋市男女共同参画センターまたは市内公民館等

4. 応募資格（以下の3点を満たすこと）

- (1) 市内で活動しており、5人以上で構成されている団体であること。
- (2) 営利および特定の宗教の布教、特定の政党やこれに類する政治団体の支援を目的としない団体であること。
- (3) 要項に定める団体の役割を団体自身において行えること。

5. 募集講座数

2講座 なお、応募は1団体につき1講座とします。

6. 企画採択時の支援

- (1) 講師への謝礼：1講座につき40,000円以内（税・交通費等込み）  
※額については、市民協働課と協議のうえ決定します。  
※講師謝礼は、講座終了後、原則として講師の指定する銀行口座に振り込みます。
- (2) 講座実施会場の予約（会場使用料は免除になります）
- (3) 参加者の募集：広報ふなばし、市ホームページ、公共施設でのチラシ配架等

7. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入して市民協働課へ郵送、メール、持参  
またはオンライン申請により応募してください。

オンライン申請



メール



8. 応募締切り

令和7年7月31日（木）まで ※郵送の場合は当日消印を有効とします。

9. 結果通知

応募内容を選考のうえ、結果は令和7年9月中旬頃に郵送で通知します。

10. その他

講座開催に関する諸事項については、市民協働課と協議の上、決定します。